

議題 1

1 予算執行に関する総点検について

(1) 支出システムの検証・見直しについて

1. 予算執行手続きの原則

予算執行の手続きについては、下記によることを原則としつつ、賃金、旅費等にあつては各費目の特質に応じて必要とされる手続きが取られている。

【収支等命令者】 事前決裁 支出負担行為(同整理) 検査・履行確認 支出命令 支払

【出納長(出納員)】 【事前合議】

【支出命令審査】

2. 支出システムの検証・見直しの視点

- ・ 予算執行の手続き等については、これまで必要の都度見直しを行い、財務会計システムにおいて対応可能な部分については改修も行ってきたところであるが、現在の予算執行に係る手続き上に問題はないか、改善すべき点はないか、各部局や有識者の意見を聞きながら検証し、必要な対応を取っていくこととする。
- ・ 検証に際しては、平成19年度から導入予定の新総合財務会計システムの新しい機能(処理期限に関する監視機能、決裁ルートの自動管理など)を踏まえ、改善すべき点の点検を行うとともに、併せて、添付資料の見直しを行うことで事務処理の合理化を図ることとする。

(参考) 平成13年度以降の改正事項

- ・ 総庁内地方機関の支出命令と支出負担行為の確認機関の分離
- ・ 単独地方機関に出納員のみが起動できる指紋認証システムを導入
- ・ 収支等命令者、出納員、会計員によるシステム帳票の決裁の義務付け
- ・ 契約等に係る起案者と検査者の分離
- ・ 各振興局・事務所に審査機関として出納課を設置
- ・ 出納審査、会計事務特別検査でのチェック機能の強化

3. 予算執行システムの課題抽出(平成18年11月～12月)

以下の作業を通して、現行の予算執行システムに係る課題の抽出を実施。

各部局の会計事務担当者による検討会を開催し、現在のシステムが抱える課題の抽出。包括外部監査人等の会計検査に携わる専門家等から見た問題点等に係る意見の徴取。

4. 予算執行システムに係る改善案の検討(平成18年12月～19年2月)

抽出された課題に対する対応案については、以下による検討を進める。

改正案について、各部局、有識者等(県政監視委員会含む)から意見を徴取。

改正案について、総合財務会計システムでの対応の可能性を検証。

改正案及び総合財務会計システム導入を踏まえた添付書類の見直し。

5. フォローアップ検討委員会への報告(平成19年3月)

- ・ 各部局、有識者等の意見に基づいた改正案を政策総点検フォローアップ委員会に報告のうえ、改正案を決定。
- ・ 決定した改正案に基づき、年度内に制度改正手続きを実施。